

Information 役場福祉課

戦没者のご遺族のみなさまへ

# 特別弔慰金が支給されます

平成27年の特別弔慰金支給法の改正により、国では戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、公務扶助等や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第11回特別弔慰金が支給されます。

平成27年の第10回特別弔慰金を受給し、現在も町内にお住まいの受給権者の方には、案内を通知します。また、第10回特別弔慰金を受給していた方が、亡くなられた場合などは、次の順位のご遺族に転給となります。

**【対象者】** 表①の上位順位の遺族1人

※同順位のご遺族が複数いる場合は、お話し合いのうえ、代表して請求する方を決めてください。

**【支給額】** 25万円（5年償還の記名国債で支給）

**【請求期間】** 令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると弔慰金を受けとることができなくなりますので、ご注意ください。

**【請求窓口】** 役場福祉課

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

◆表①支給対象者の順位

| 順位 | 対象者   |
|----|---|
| 1  | 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方                              |
| 2  | 戦没者の子   |
| 3  | 戦没者の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹<br>※条件により入れ替わる場合があります。                             |
| 4  | 上記1～3以外の戦没者等の3親等以内の親族（甥、姪等）<br>※戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。 |

※上記のほか、条件があります。



Information 役場企画調整課

新婚さんの新生活を支援します！

# 新生活に向けた住居費や引っ越し費用を補助

町では、地域における少子化対策の強化を目的として、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ年間所得が340万円未満の世帯に対して、住居費および引っ越し費用を補助します。

対象となる新婚世帯は、以下のとおりです。

**【対象】** 以下の条件を全て満たした世帯

①令和2年1月1日から令和3年2月26日までに結婚した夫婦

②対象となる住居が紀宝町にあること

③夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下

④世帯の年間所得が340万円未満

**【補助金の額】**

新生活を始めるにあたり、必要となる住居費と引っ越し費用を合わせた額。

1世帯当たり30万円が上限です。

●住居費

結婚を機に住居を購入、または、住居を借りるための費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金など

●引っ越し費用

引っ越し業者への支払いなど

**【申込期限】** 令和3年2月26日（金）まで

▶提出書類など詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

Information 役場総務課

新型コロナウイルスによるお困りごとを支援

# 各種相談窓口を開設しています

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活、子育て、事業などのお困りのこと、体調の不安がある場合などについての相談・手続きをお受けしています。

◆体調に不安を感じたら

| 相談・支援内容                                       | 相談・お問合せ先                                |
|---|---|
| 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合などの相談 | 熊野保健所「帰国者・接触者相談センター」<br>（☎0597-89-6115） |
| 新型コロナウイルス感染症の予防方法                             | みらい健康課（☎33-0355）                        |
| 新型コロナウイルスの消毒方法                                | 熊野保健所（☎0597-89-6115）                    |
| ここに不安を感じたとき                                   | 三重県こころの健康センター<br>（☎059-223-5238）        |

◆生活、子育てなどの相談

| 相談・支援内容  | 相談・お問合せ先                         |
|--|----------------------------------|
| 生活にお困りの方、生活保護制度  | 福祉課（☎33-0339）                    |
| 低所得者、休業や失業等をされた方のための生活福祉資金貸付制度の特例貸付「緊急小口資金」、「総合支援資金（生活支援費）」の利用 | 紀宝町社会福祉協議会（☎32-0957）             |
| 勤務先のやむを得ない休業や自宅待機で収入が減り、住居を失う恐れがある困窮者などを対象とした「住居確保給付金」の利用      | 三重県生活相談支援センター<br>（☎0120-930-992） |
| 保育所の利用   | 福祉課（☎33-0339）                    |
| 学校の臨時休校などの影響による学童保育の利用   | 福祉課（☎33-0339）                    |
| 児童発達支援および放課後等デイサービスの利用   | 子育て支援センター（☎32-4688）              |
| 親子関係に関する相談やファミリーサポートの利用  | みらい健康課（☎33-0355）                 |
| 乳幼児健診、育児相談等の中止や再開  | みらい健康課（☎33-0355）                 |
| 学校教育全般   | 教育委員会（☎33-0341）                  |
| 各学校の対応について   | 地域包括支援センター（☎33-0175）             |
| 高齢者に関する生活および心配事  | 福祉課（☎33-0339）                    |
| 外出自粛に伴い増加が懸念されるドメスティックバイオレンス（DV）被害および児童虐待                      | 福祉課（☎33-0339）                    |

◆町税などの納付相談

| 相談・支援内容              | 相談・お問合せ先              |
|----------------------|-----------------------|
| 町税などの納付が困難な場合        | 税務住民課（☎33-0337）       |
| 国民年金保険料を納付することが困難な場合 | 税務住民課（☎33-0337）       |
| 水道料金を納めることが困難な場合     | 環境衛生課水道係（☎33-0343）    |
| 町営浄化槽使用料を納めることが困難な場合 | 環境衛生課町営浄化槽係（☎33-0338） |

◆事業者の方へ

| 相談・支援内容    | 相談・お問合せ先        |
|------------|-----------------|
| 中小企業への支援措置 | 産業振興課（☎33-0336） |
| 中小企業融資制度   | 産業振興課（☎33-0336） |